

# 喫煙目的施設を管理されている方へ



受動喫煙防止対策として必要な措置があります

## 基準の適合

「喫煙目的室」を設置する場合、基準への適合（裏面参照）

## 施設標識の掲示

「喫煙目的室（店）」の標識を施設入口と専用室入口に掲示

## 20歳未満の者の喫煙室への立入禁止

20歳未満の者を案内しない  
20歳未満の従業員を立ち入らせて業務をさせない

## 喫煙目的施設の要件に係る書類の保存

たばこ事業法第22条第1項または26条第1項の許可に関する情報（許可通知本体または写し 等）

### 「参考」たばこ事業法第22条第1項（製造たばこの小売販売業の許可）

製造たばこの小売販売（消費者に対する販売をいう。以下同じ。）を業として行おうとする者は、当分の間、その製造たばこに係る営業所（以下第三十七条まで及び第四十九条において「営業所」という。）ごとに財務大臣の許可を受けなければならない。会社又は特定販売業者が小売販売を業として行おうとするときも、同様とする。

### 「参考」たばこ事業法第26条第1項（出張販売）

小売販売業者は、その営業所以外の場所に出張して製造たばこの小売販売をしようとする場合においては、財務省令で定めるところにより、その場所ごとに、財務大臣の許可を受けなければならない。



## 喫煙目的室の技術的基準

### 喫煙目的施設の中に「喫煙目的室」を設置する場合

出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、**0.2m 毎秒以上**であること  
たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、**壁、天井等によって区画**されていること

ア「**壁、天井等**」とは、建物に固定された壁、天井のほか、ガラス窓等も含むが、たばこの煙を通さない材質・構造のもの

イ「**区画**」とは、出入口を除いた場所において、壁等により床面から天井まで仕切られていることをいい、たばこの煙が流出するような状態は認められない

たばこの煙が屋外又は**外部の場所に排気**されていること



## 技術的基準に関する経過措置

### 喫煙目的室の技術的基準を満たすことが困難な場合

たばこの煙を十分に浄化し、室外に排気するために必要な（次の）措置を講ずることにより、技術的基準と同等程度のたばこの煙の流出を防止すること

次のア及びイの要件を満たす機能を有した脱煙機能付喫煙ブースを設置し、当該喫煙ブースから排出された気体を室外に排気すること

ア 総揮発性有機化合物の除去率が95%以上

イ 当該装置により浄化され、室外に排気される空気における浮遊粉じん量が $0.015\text{mg}/\text{m}^3$ 以下

